

下越地区建設業労災保険加入組合同規約

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この組合は、建設業の労災保険特別加入の普及をはかり、あわせて建設業の労働災害の防止と自営業者の生活の向上を目的とする。

(事 業)

第2条 この組合は、次の事業を行う。

- (1) 労災保険特別加入の普及
- (2) 労災保険特別加入団体として行う労災保険事務
- (3) 建設業労働災害防止のための措置

(名 称)

第3条 この組合は、下越地区建設業労災保険加入組合と称する。

(事務所の所在地)

第4条 この組合は、主たる事務所を新潟県阿賀野市山口町一丁目1696番地、協同組合下越労務協会内に置く。

(協同組合下越労務協会との関係)

第5条 この組合は、協同組合下越労務協会に労災保険事務の処理を委託するものとする。

(保険料等の納付責任)

第6条 この組合は、政府に対し、労働保険料その他法律の規定による徴収金の全額について納付の責めを負う。

第2章 組 合 員

(組合員の資格)

第7条 この組合の組合員となることのできる者は、新潟県下越地区に住所を有する労災保険特別加入の有資格者であつて労災保険特別加入を希望するものとする。

(加 入)

第8条 この組合の組合員となろうとする者は、加入申込書により組合長に申し込まなければならない。

- 2 組合長は、前項によりこの組合に加入した者について、直ちに、特別加入の申請の手続き又は特別加入者の異動（新たに特別加入者になる

者)に係る労災保険の特別加入に関する変更の手続きをとるものとする。

(制 裁)

第8条の2 組合員に次に相当する事由があるときは、理事会において制裁する。

- (1) 労働保険料を納入しないとき
 - (2) 組合費及び手数料を納入しないとき
 - (3) 組合加入の条件をいつわって加入したことが明らかとなったとき
 - (4) 組合規約及び災害防止規定に違反し、注意しても改まらないとき
- 2 制裁を受けた者については、組合員の資格を停止する。
- 3 組合員の資格を停止された者については、労災保険の加入を取消す手続きを行なう。

(脱 退)

第9条 組合員は、次項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは脱退するものとする。

- (1) 組合員たる資格を喪失したとき
 - (2) 死亡したとき
 - (3) 除名されたとき
- 2 組合員は、事業年度の末日の1月前までに組合長に脱退する旨の通知をしたときは当該事業年度の末日において本組合を脱退することができる。
- 3 組合長は、前2条により本組合から脱退した組合員について、直ちに、特別加入者の異動(特別加入者でなくなった者)に係る労災保険の特別加入に関する変更の手続きをとるものとする。

(除 名)

第10条 組合長は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経てこれを除名することができる。

- (1) 前条による制裁を受けても反省がないとき
- (2) この組合の事業を妨げる行為をしたとき

(届 出)

第11条 組合員は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を組合長に届け出なければならない。

- (1) 氏名または住所に変更があったとき
 - (2) 特別加入に係る作業の内容に変更があったとき
 - (3) 特別加入に係る作業に従事しないこととなったとき
- 2 組合長は、前項第1号または第2号により届出があった組合員について、直ちに、当該変更に係る労働保険の特別加入に関する変更の手続き

をとるものとする。

(給付基準日額の申し出)

第12条 組合員は、新たに労災保険に特別加入する場合のほか、毎年3月末日までに新年度に希望する給付基礎日額を組合長に申し出なければならない。

2 組合長は、前項により申し出があった組合員のうち、旧年度と異なる給付日額を申し出たものについて、給付基礎日額の変更申請の手続きをとるものとする。

(労働保険事務の委託)

第13条 組合員は、労働者を使用するに至った場合には、直ちに、協同組合下越労務協会にその旨を通知し、必ずこれに労働保険事務の処理を委託するものとする。

第3章 役員

(役員)

第14条 この組合に、次の役員を置く。

- (1) 組合長 1名
- (2) 理事 若干名
- (3) 監事 2名

2 役員は、役員の業務を遂行する能力を有する者（本組合の組合員であるか否かを問わない。）のうちから、総会において選任する。

3 役員の任期は2年とする。ただし、再選することを妨げない。

4 役員は、組合員総数の5分の1以上の請求により、任期中でも総会においてこれを改選することができる。

(組合長)

第15条 組合長は、この組合を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

(理事)

第16条 理事は、組合長を補佐し、業務を処理する。

2 理事は、あらかじめ理事会の議決により定めた順序に従い、組合長に事故ある時はその職務を代理し、組合長が欠員のときはその職務を行う。

(監事)

第17条 監事は、この組合の財産及び業務執行の状況を監査し、その結果につき総会に報告しなければならない。

第4章 機 関

(機 関)

第18条 この組合には、次の機関を置く。

- (1) 総 会
- (2) 理事会

(総 会)

第19条 総会は、この組合の組合員全員をもって組織する。

- 2 組合長は、毎事業年度1回5月に通常総会を招集する。
- 3 組合長は、理事会が必要と認めたときは臨時総会を招集する。
- 4 総会は、全組合員の過半数が出席しなければ開催できない。この場合において総会への出席及び議決への参加を他人に委任した組合員は、当該他人の出席をもって総会への出席とみなす。

(総会付議事項)

第20条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の設定、変更および廃止
- (2) 毎事業年度の事業計画および予算・決算の承認
- (3) 組合費に関する事項
- (4) その他重要事項

(理 事 会)

第21条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 理事会は、組合長が随時招集する。
- 3 理事会は、事業計画にもとづき業務の処理に関する事項を定める。

第5章 会 計

(組 合 費)

第22条 この組合の組合員は、組合長の定める納期までに、毎事業年度分の組合費を納付しなければならない。

- 2 組合に加入するときは、加入金5,000円を納入するものとする。
- 3 組合費は、月額1,000円とし、年額12,000円とする。
- 4 労働保険の手続きを行うため、毎年5月に手数料として10,000円を徴収する。

(経 理)

第23条 この組合の事業を遂行するために必要な費用（政府に納付する労災保険料及び事務組合手数料を除く。）は、組合費をもって充てることとする。

2 政府に納付する労災保険料及び協同組合下越労務協会に支払う事務組合拠出金は、それぞれ本組合の組合員から徴収する労災保険料に相当する額及び事務組合手数料に相当する額をもって充てることとする。

3 前項に関する経理は、それぞれに他の経理と区別して取り扱わなければならないものとし、労災保険料に相当する額及び事務組合手数料に相当する額は、それぞれ他の目的に使用してはならない。

第6章 雑 則

（事業年度及び会計年度）

第24条 本組合の事業年度及び会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

付 則

この規約は、平成7年2月17日から施行する。

この規約は、平成16年8月26日一部改正

この規約は、平成17年4月1日一部改正

この規約は、平成18年4月20日一部改正

この規約は、平成31年4月25日一部改正